

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《徳島県》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
一般医薬品の購入代行・配達	薬事法、薬事法に関する疑義について（回答）（平成 21 年 9 月 8 日課長通知）	<p>【厚生労働省】</p> <p>現行法令で対応可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 薬局等が行う医薬品の販売行為のうち、注文の受付や配達是他者が行うことができることとする改正法が平成 26 年 6 月に施行。 ● ご提案の内容は、薬局等と連携をとることで実施可能。 	なし
宅地建物取引業に係る許可を届出に変更	宅地建物取引業法 3 条	<p>【国土交通省】</p> <p>買主や借主の利益保護等を図るため、免許制度を維持する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不適格業者を事前に排除することにより、取引の公正を確保する必要がある。 ● 頻発する紛争等に対応して、免許の取消し等を含む監督事務を実施する必要がある。 <p>→ 消費者（買主、借主）保護の観点から、宅地建物取引主任者の設置や国家戦略特区合併会社に対する監督等について、どのように担保するのか徳島県と相談の上、手続の合理化について国交省と協議し、結論を得る。【今年度中に結論】</p>	なし
空き戸建住宅の高齢者等向けシェアハウス等への転用	建築基準法第 86 条の 7、第 87 条、建築基準法施行令第 137 条の 7	<p>関係省に確認中</p> <p>→ 寄宿舍等に係る間仕切り壁の防火対策規制について、平成 26 年 8 月に緩和がされたところであり、また、寄宿舍等に係る階段の寸法の規制については、関係省において合理化を検討するものと聞いている。関係省からの回答を待って、徳島県と調整する。【今年度中に結論】</p>	なし
空き農家住宅等の賃貸化に係る知事許可廃止等	都市計画法第 34 条、第 42 条、第 43 条	<p>関係省に確認中</p> <p>→ 関係省からの回答を得次第、徳島県と調整し、区域計画の認定をもって当該許可とみなすことも含め、手続きの合理化について関係省と協議し、結論を得る。【2 月末までに結論】</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
後期高齢者の住所地特例	介護保険法第13条	<p>【厚生労働省】</p> <p>地域保険の基本的な考え方を大きく変えることになることや実務上も課題が多いことから、対応不可。(省庁回答)</p> <p>→入所を前提に移住した場合等を対象とした住所地特例の拡大について、省庁に引き続き検討要請</p>	なし
労働契約条件の緩和	労働基準法第28条、最低賃金法第3条、労働契約法第18条、	<p>【厚生労働省】</p> <p>○<u>事業所外での勤務に対する、時間ではなく提供したサービスに応じた労務管理及び賃金支給</u></p> <p>「事業場外労働時間みなし制度」により現行制度で対応可能。</p> <p>○<u>障害者に対する最低賃金額の減額について</u></p> <p>個別に実地調査を行い、著しく労働能力の低い者について慎重に減額の許可を行っているものであり、企業単位に一律に許可するといった取扱いは適当ではないことから、対応不可。(省庁回答)</p> <p>→最低賃金以上の給与が得られる可能性のある障害者の利益を確保しつつ手続きを簡素化する方策について、省庁へ引き続き検討要請</p> <p>○<u>無期転換申込権を発生させないことについて</u></p> <p>労働関係の基本ルールについて一部の企業・地域において特例を設けることは、労働者保護や企業の公正競争確保の観点から不適切。また、その他の労働者や使用者と異なり特例を設けるべき必要性・特殊性が想定されないことから、対応不可。(省庁回答)</p> <p>→本提案は研究者等に対する無期転換ルールの特例(全国制度)の対象拡大と考えられることから、職種を限定して対象を拡大することについて省庁に引き続き検討要請</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
社会福祉法人の出資要件緩和	社会福祉法第69条、社会福祉法人審査要領第2(8)・(10)	<p>【厚生労働省】</p> <p><u>○2分の1を超える株式の保有について</u> 非営利法人としての事業形態の制約等に基づき税制上の優遇措置等が講じられている社会福祉法人において、実態は営利法人としての活動が行われることにつながることから、対応不可。(省庁回答) →議決権のない株式の活用等により弊害を防止する措置と併せて講ずることができないか、省庁に引き続き検討要請</p> <p><u>○子会社が社会福祉事業を実施する場合の届出不要化について</u> 各事業実施主体ごとの事業に適正な規制必要があるため、対応不可。(省庁回答) →株式を保有する社会福祉法人の届出内容を変更する等により実現できないか、省庁に引き続き検討要請</p>	なし
ヒト iPS 細胞の新たな培養技術に関する研究開発・事業化の取組に対する規制の緩和	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針等	<p>【厚生労働省・文部科学省】</p> <p><u>①ヒト受精胚に係る倫理指針に基づくインフォームド・コンセントによるヒトES細胞樹立の同意の代替について</u> 同意を受けた内容と異なる目的・方法で、ヒト受精胚を提供者の同意なく流用することは、生命倫理上の観点から認められない。(省庁回答) →あらかじめ複数の目的を明示して同意を取る等により簡略化できないか、省庁に引き続き確認</p> <p><u>②ヒト iPS 細胞の品質実証目的での広範な細胞作成について</u> ヒト iPS 細胞の品質実証を目的として、iPS 細胞以外の広範な細胞を作成することは、現行法令で可能。</p> <p><u>③倫理審査委員会の承認を経た研究機関の長の許可によるインフォームド・コンセントの簡略化について</u> 生殖細胞は提供者の子孫ともなり得るものであることから、生命倫理上の観点から認められない。(省庁回答) →①と同様</p>	総合特区 24年度春・25年度春・25年度秋提案 (ヒト幹細胞等に係る研究開発・事業化に係る規制緩和)【関西イノベーション国際戦略総合特区】

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
個人情報の匿名化処理に関する共通ルールの策定	個人情報保護法 第2条、第23条	【消費者庁】 匿名化の汎用的な技術・手法は存在せず、共通ルールの策定は、技術的に困難です。 また、個人情報の匿名化の方法等について、民間団体が策定する自主規制ルールを第三者機関が認定できることを盛り込んだ法整備を予定しています。(次期通常国会)	なし

* 上記以外の提案項目についても、担当各省と協議中。